

第1

総論

1 計画策定の趣旨

本県における障害者施策は、昭和56(1981)年の国際障害者年を契機として、昭和57(1982)年に「完全参加と平等」という障害者に関する基本理念の実現を目的として策定した「障害者に関する広島県長期行動計画」に基づき、総合的な推進に努めてきました。

さらに、平成6(1994)年に、前計画の理念を引き継ぎながら「障害者をはじめ県民一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指す」ことを基本理念とした「障害者に関する第二次広島県長期行動計画」(以下「第二次長期行動計画」という。)を策定し、平成15(2003)年度までの10年間における障害者施策の推進方向と具体的方策を明らかにしました。

続いて、この計画の理念の具体的実現を図るため、平成10(1998)年に、平成15(2003)年度を目標年次とする6年間の重点施策実施計画「広島県障害者プラン」を策定し、施策の総合的な推進に努めてきました。

この間、障害者をめぐる法制度や社会情勢は大きく変化し、平成12(2000)年度に「社会福祉基礎構造改革」が実施され「社会福祉事業法」の改正が行われたほか、*介護保険制度がスタートするなど、新しい福祉制度の枠組が構築されました。

この制度改革の一環として、平成14(2002)年度から精神障害者の在宅福祉サービスが市町村の事業となり、また、平成15(2003)年度からは身体・知的障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改める支援費制度がスタートし、障害者の自己決定に向けた取組を強化することが求められています。

また「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律」(通称：*ハートビル法)や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称：*交通バリアフリー法)が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備されるとともに、障害者の社会参加を阻む制度的なバリアである「*欠格条項」の見直しが行われました。

さらに「身体障害者補助犬法」が制定され、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することとなりました。

障害者を取り巻く社会環境としては、障害者の増加や高齢化、障害の重度化・重複化が進む中、IT革命の進展により、*デジタル・デバイド(情報格差)の発生が危惧されるようになっていたり、長引く不況が障害者の雇用や就業状況に影響を及ぼしています。

国においては、このような障害者に関わる法制度の改革や社会情勢の変化などに対応した障害者施策を展開するため、平成14(2002)年12月に、平成15(2003)年度から平成24(2012)年度までの向こう10年間の障害者施策の基本方針を定める「障害者基本計画」及びその重点施策実施5か年計画を策定しました。

新たな障害者基本計画は、前計画における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性

を尊重し支え合う共生社会」の実現を目指しています。

以上のように「第二次長期行動計画」策定後に、障害者に関する法制度の変革や国の障害者基本計画の策定など、本県の障害者施策に影響を与える大きな環境変化がありました。

このような変化に対応し、今後とも障害者をはじめ県民一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的かつ長期的な視点で障害者施策を推進させるため、「広島県障害者プラン」を策定することとしました。

なお、このプランにおいては、「障害のある方」と表現するところですが、障害者基本法に規定する方であるという意味で、「障害者」と言う表記にしています。

社会福祉基礎構造改革の概要（社会福祉事業法等8法律の改正等）

【背景】

少子高齢社会の到来等に伴う福祉需要の増大・多様化

国民生活の安定と自立を支える福祉の役割への期待

戦後復興期の社会福祉の共通基盤制度について基本的枠組みが50年間維持

【改革】

8法律の改正（平成12年6月改正）

社会福祉事業法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，児童福祉法，民生委員法，社会福祉職員等退職手当共済法，生活保護法の一部改正，公益質屋法の廃止

【改正の趣旨と内容】

仕組
みの
構
築

個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支える

利用者本位の社会福祉制度の実現

時代の要請に応える
福祉サービスの充実

1 利用者の立場に立った社会福祉制度の充実

福祉サービスの利用制度化【身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，児童福祉法】

行政が行政処分によりサービス内容を決定する措置制度

利用者が事業者との対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度

利用者の利益を保護する仕組みの導入【社会福祉法】

福祉サービス利用援助事業

苦情解決制度

利用契約時の説明，書面交付を事業者には義務付け，誇大広告の禁止

2 サービスの質の向上

サービスの質の評価【社会福祉法】

事業の透明性の確保【社会福祉法】

サービスを支える人材の育成・確保【運用】

3 社会福祉事業の充実・活性化

社会福祉事業の範囲の拡充（9事業）【社会福祉法】

社会福祉法人の設立要件の緩和【社会福祉法】

社会福祉法人の運営の弾力化【運用】

4 地域福祉の推進

地域福祉計画の策定【社会福祉法】

知的障害者福祉等に関する事務の市町村への移譲

【知的障害者福祉法，児童福祉法】

社会福祉協議会，共同募金，民生委員，児童委員の活性化

【社会福祉法，民生委員法，児童福祉法】

支援費制度

障害者福祉サービスについて、障害者自らがサービスを選択し、事業者や施設との対等な立場に立った契約によりサービスを利用する制度のことです。

措置制度

行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定

H15.4移行

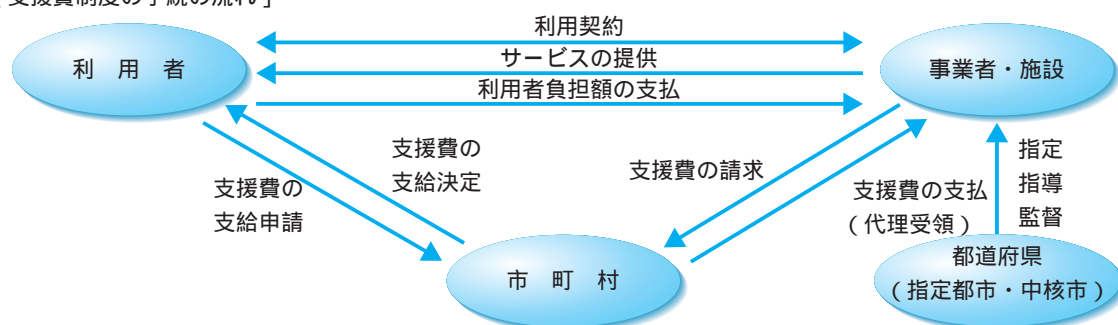
支援費制度

障害者自らがサービスを選択し、事業者や施設と契約

障害区分	居宅サービス	施設サービス
身体障害者	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ	更生施設、療護施設、授産施設
知的障害者	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、グループホーム	更生施設、授産施設、通勤寮、国立コロニー
障害児	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ	(注) 障害児施設は従来どおり措置制度により行われる。

障害児：18歳未満の身体に障害のある児童又は知的に障害のある児童

[支援費制度の手の流れ]



2 計画の基本的考え方

この基本計画は、平成6(1994)年に策定した「第二次長期行動計画」の理念を継承するとともに、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会への参加・参画に向けて、障害者の生活全般に関わる幅広い施策の一層の展開を図るため、21世紀初頭に講ずべき本県の障害者施策の基本的方向、推進方策及び達成すべき障害者福祉サービスの目標等について、次の基本的な考え方に立って定めるものです。

「障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現」を目指します。

共生社会においては、障害者は、「社会の対等な構成員としての人権が尊重」され、「自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画し、社会の一員としての責任を分担」します。

この共生社会の実現の前提となる障害者の社会活動への参加・参画を実質的なものとするため、行政をはじめ、企業、民間団体及び家族などが、それぞれの立場で「障害者の社会参加を阻むあらゆるバリアの解消」に向けて努力することが必要です。

リハビリテーションとは

障害者の身体的，精神的，社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに，それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し，障害者の自立と参加を目指すという考え方。（国の障害者基本計画（H14.12）から）

ノーマライゼーションとは

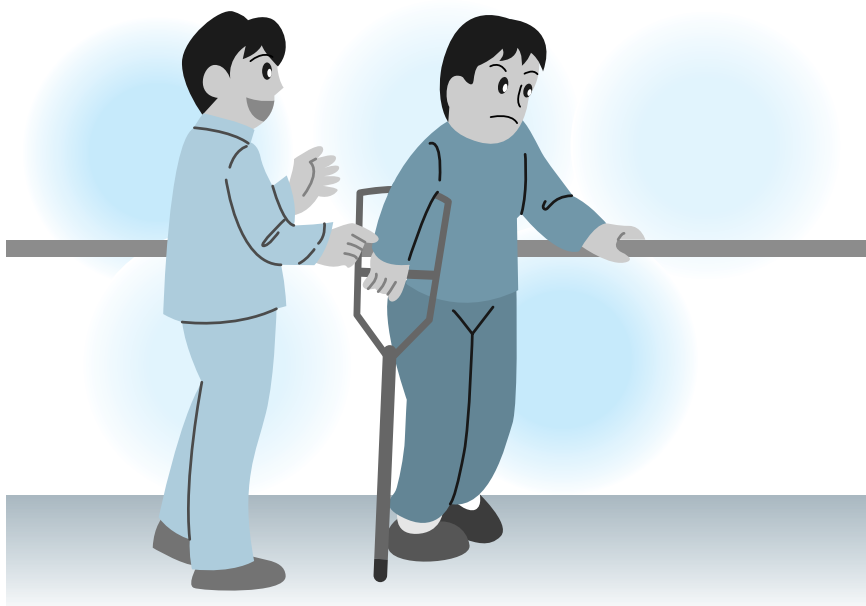
障害者を特別視するのではなく，一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり，共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。（国の障害者基本計画（H14.12）から）

3 計画の期間

この計画は，平成16（2004）年度から25（2013）年度までの10年間を対象とします。

ただし，社会経済状況の変化などにより変更の必要が生じた場合は，必要に応じて見直しを行います。

また，重点実施計画の達成目標は平成20（2008）年度までの5年間について設定をしています。



4 障害保健福祉圏域の設定

- 障害者福祉サービスのうち、市町村域の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、7つの障害保健福祉圏域を設定します。
- この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏」及び老人保健法・老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人保健福祉圏域」と同じ圏域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。
- また、今後の市町村合併の状況などを踏まえ、必要に応じ、障害保健福祉圏域の見直しを行う必要があります。

(単位：人)

障害保健福祉圏域	構成市町村名	参 考			
		圏域人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者
広島 (13市町村)	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、加計町、筒賀村、戸河内町、芸北町、大朝町、千代田町、豊平町	1,320,441	41,663	6,041	4,890
広島西 (5市町村)	大竹市、廿日市市、大野町、湯来町、宮島町	154,693	5,220	770	471
呉 (11市町村)	呉市、江田島町、音戸町、倉橋町、蒲刈町、能美町、沖美町、大柿町、安浦町、豊浜町、豊町	284,522	12,949	1,707	1,058
広島中央 (9市町村)	竹原市、東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、大和町、河内町、安芸津町、大崎上島町	228,223	9,119	1,273	786
尾三 (11市町村)	三原市、尾道市、因島市、本郷町、瀬戸田町、御調町、久井町、向島町、甲山町、世羅町、世羅西町	269,474	14,086	1,513	1,334
福山・府中 (8市町村)	福山市、府中市、沼隈町、神辺町、油木町、神石町、豊松村、三和町	517,576	19,649	2,933	1,628
備北 (8市町村)	三次市、庄原市、総領町、西城町、東城町、口和町、高野町、比和町	104,781	7,066	699	279
7圏域	65市町村(14市、51町村)	2,879,710	109,752	14,936	10,446

- 1 圏域人口：H16.1.1現在の推計人口
- 2 市町村数：H16.4.1現在(予定)
- 3 身体障害者：H15.4.1現在の身体障害者手帳所持者数
- 4 知的障害者：H15.4.1現在の療育手帳所持者数
- 5 精神障害者：H15.4.1現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数

広島県障害保健福祉圏域図

